

浦安市予防接種の費用の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

浦安市長

浦安市規則第 号

浦安市予防接種の費用の助成に関する規則の一部を改正する規則

浦安市予防接種の費用の助成に関する規則（令和元年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「方の額」の次に「（インフルエンザについて、市民税非課税者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者以外の者にあつては、当該額から1,000円を差し引いた額とする。）」を加える。

別表第2 インフルエンザ（10月1日から翌年1月31日までに接種を受けたものに限る。）の項助成の額の欄を次のように改める。

5,520円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。